



平成30年2月20日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証JASDAQ市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2207)

(経過報告) 当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社が、平成30年1月14日付「(経過報告) Jトラスト株式会社の適時開示に係る当社の見解に関するお知らせ」及び、平成30年1月18日付「2018年1月12日付Jトラスト株式会社からのニュースリリースに対するGroup Lease PCLの見解」にて公表させていただいておりました当社の子会社であるGroup Lease PCL (以下「GL」といいます。) 及び、Group Lease Holding PTE. LTD. (以下、「GLH」といいます。) に対して提起されていた訴訟に関しまして、改めて、法的に検証を進め、この度確認が取れましたので以下の通りご報告をさせていただきます。

記

現在、確認ができている訴訟の概要は以下の通りとなります。

	(GL) 損害賠償請求訴訟	(GL) 会社更生申し立て訴訟	(GLH) 損賠賠償請求訴訟	(GLH) 暫定的資産凍結命令申し立て訴訟
1. 訴訟が提起された日	平成30年1月9日	平成30年1月10日	平成29年12月26日	平成29年12月26日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	Jトラスト株式会社の子会社であるJ Trust Asia. Pte. Ltd. (以下「JTA」といいます。) は、当社連結子会社GLの転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、これまでもご説明しておりましたとおり、JTAはGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求しておりました。GLといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTAは、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資			

	家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償請求を求めべく、これら一連の訴訟を提起したものです。			
3. 訴訟を提起したものの概要	(商号) J Trust Asia Pte. Ltd.	同左	同左.	同左.
	(所在地) シンガポール共和国	同左	同左	同左
	(代表者の役職・指名) 代表取締役社長 藤沢 信義	同左	同左	同左
4. 訴訟の内容	JTAは、タイ王国において、GL、GL取締役3名、並びに此下益司氏に対し、JTAの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	JTAは、タイ王国において、GLの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。	JTAは、シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、JTAの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	JTAは、シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。

5. 当社子会社の概要

(1) GL

(1) 商号	Group Lease PCL.
(2) 本店所在地	タイ王国
(3) 代表者の役職・氏名	取締役会議長 此下 竜矢
(4) 事業の内容	Digital Finance事業
(5) 資本金の額	762,769千タイバーツ(平成29年9月末日現在、約25億7千万円：1タイバーツ=3.37円で換算)
(6) 設立年月日	1986年5月6日
(7) 当社グループにおける議決権の保有割合	33.80%(平成29年9月末日現在)

(2) GLH

(1) 商号	Group Lease Holdings PTE. LTD.
(2) 本店所在地	シンガポール共和国
(3) 代表者の役職・氏名	代表者 此下 益司
(4) 事業の内容	Digital Finance事業

(5) 資本金の額	214,447千シンガポールドル（平成29年9月末日現在、約117億7千万円：1シンガポールドル=82.87円で換算）
(6) 設立年月日	2012年2月10日
(7) 当社グループにおける議決権の保有割合。	33.80%

5. 今後の見通し

GL及び当社といたしましては、これまで繰り返しご説明しておりますとおり、法律の専門家とも検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、JTAが早期償還の権利を行使できる条件は何等整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、JTAによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。

また、当社グループの事業運営は、現状上記一連の訴訟により影響を受けるものではなく、GL及び当社といたしましては引き続き、当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めて参る所存です。

引き続き開示すべき事項が生じた場合にはご報告させていただきます。

以上